

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 除染等業務における電離放射線障害の防止 第一節 線量の限度及び測定（第三条―第六条） 第二節 除染等業務の実施に関する措置（第七条―第十一条） 第三節 汚染の防止（第十二条―第十八条） 第四節 特別の教育（第十九条） 第五節 健康診断（第二十条―第二十五条） 第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止 第一節 線量の限度及び測定（第二十五条の二―第二十五条の五） 第二節 特定線量下業務の実施に関する措置（第二十五条の六・第二十五条の七） 第三節 特別の教育（第二十五条の八） 第四節 被ばく歴の調査（第二十五条の九） 第四章 雑則（第二十六条―第二十九条） 附則 （事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則） 第一条 事業者は、除染特別地域等内において、除染等業務従事者	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 線量の限度及び測定（第三条―第六条） 第三章 除染等業務の実施に関する措置（第七条―第十一条） 第四章 汚染の防止（第十二条―第十八条） 第五章 特別の教育（第十九条） 第六章 健康診断（第二十条―第二十五条） 第七章 雑則（第二十六条―第二十九条） 附則 （事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則） 第一条 事業者は、除染等業務従事者その他の労働者が電離放射線

及び特定線量下業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることができるだけ少なくするように努めなければならない。

(定義)

第二条 この省令で「事業者」とは、除染等業務又は特定線量下業務を行う事業の事業者をいう。

2 この省令で「除染特別地域等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域をいう。

3 (略)

4 この省令で「特定線量下業務従事者」とは、特定線量下業務に従事する労働者をいう。

5・6 (略)

(削除)

(削除)

を受けることができるだけ少なくするように努めなければならない。

(定義)

第二条 この省令で「事業者」とは、除染等業務を行う事業の事業者をいう。

(新設)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

5 この省令で「土壌等の除染等の業務」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）内における事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」という。）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務をいう。

6 この省令で「除去土壌」とは、前項の措置に伴い生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限

7

この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務をいう。

一 除染特別地域等内における事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」という。）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の当該汚染の影響の低減のために必要な措置を講ずる業務（以下「土壌等の除染等の業務」という。）

二

除染特別地域等内における次のイ又はロに掲げる事故由来放射性物質により汚染された物の収集、運搬又は保管に係るもの（以下「廃棄物収集等業務」という。）

イ 前号又は次号の業務に伴い生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「除去土壌」という。）

ロ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。）

三

前二号に掲げる業務以外の業務であつて、特定汚染土壌等（汚染土壌等であつて、当該汚染土壌等に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。）

8 この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以

7

る。）をいう。

この省令で「廃棄物収集等業務」とは、除染特別地域等内における除去土壌又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。）の収集、運搬又は保管に係る業務をいう。

8

この省令で「除染等業務」とは、土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務をいう。

下単に「平均空間線量率」という。）が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務をいう。

9 この省令で「除染等作業」とは、除染特別地域等内における除染等業務に係る作業をいう。

10 この省令で「特定線量下作業」とは、除染特別地域等内における特定線量下業務に係る作業をいう。

第二章 除染等業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定

（線量の測定）

第五条 事業者は、除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。）が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一・二 （略）
3 8 （略）

（線量の測定結果の確認、記録等）

第六条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチ

（新設）

（新設）

第二章 線量の限度及び測定

（新設）

（線量の測定）

第五条 事業者は、除染等業務従事者が除染特別地域等内における除染等業務に係る作業（以下「除染等作業」という。）により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（厚生労働大臣が定める方法によつて求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一・二 （略）
3 8 （略）

（線量の測定結果の確認、記録等）

第六条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチ

メートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある除染等業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2 事業者は、前条第五項から第七項までの規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 三 (略)

3 (略)

第二節 除染等業務の実施に関する措置

(事前調査等)

第七条 事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業（以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 除染等作業の場所の状況

二 除染等作業の場所の平均空間線量率

三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値

2 事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

メートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある除染等業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2 事業者は、前条第五項から第七項までの規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 三 (略)

3 (略)

第三章 除染等業務の実施に関する措置

(事前調査)

第七条 事業者は、除染等業務を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 除染等作業の場所の状況

二 除染等作業の場所の平均空間線量率

三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値

(新設)

3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

4 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(作業計画)

第八条 事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の各号に掲げる事項が示されているものでなければならない。

一 除染等作業の場所及び除染等作業の方法

二 除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において従事するものを除く。以下この条、次条、第二十条から第二十三条まで及び第二十八条第二項において同じ。）の被ばく線量の測定方法

三 除染等業務従事者の被ばくを低減するための措置

四 除染等作業に使用する機械、器具その他の設備（次条第二号及び第十九条第一項において「機械等」という。）の種類及び能力

2 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(新設)

(作業計画)

第八条 事業者は、除染等業務を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の各号に掲げる事項が示されているものでなければならない。

一 除染等作業の場所及び除染等作業の方法

二 除染等業務従事者の被ばく線量の測定方法

三 除染等業務従事者の被ばくを低減するための措置

四 除染等作業に使用する機械、器具その他の設備（次条第二号及び第十九条第一項において「機械等」という。）の種類及び能力

五 労働災害が発生した場合の応急の措置

3 (略)

(作業の届出)

第十条 事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者に限る。）は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務又は特定汚染土壌等取扱業務を行うとうとするときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

第三節 汚染の防止

(粉じんの発散を抑制するための措置)

第十二条 事業者は、除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業を除く。以下この条において同じ。）のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者を除く。）に行わせるときは、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じなければならない。

第四節 特別の教育

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

二 除染等作業の方法に関する知識

三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、

五 労働災害が発生した場合の応急の措置

3 (略)

(作業の届出)

第十条 事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者に限る。）は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務を行うとうとするときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（次条第二項及び第二十四条において「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

第四章 汚染の防止

(粉じんの発散を抑制するための措置)

第十二条 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じなければならない。

第五章 特別の教育

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

二 除染等作業の方法に関する知識

三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識

特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。)

四 関係法令

五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）

2
(略)

第五節 健康診断

(健康診断の結果の記録)

第二十一条 事業者は、前条第一項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。）の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定

(特定線量下業務従事者の被ばく限度)

第二十五条の二 事業者は、特定線量下業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の特定線量下業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五

四 関係法令
五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い

2
(略)

第六章 健康診断

(健康診断の結果の記録)

第二十一条 事業者は、前条第一項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。）の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第二十五条の三 事業者は、妊娠と診断された女性の特定線量下業務従事者の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき二ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

(新設)

(線量の測定)

第二十五条の四 事業者は、特定線量下業務従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

(新設)

2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、その他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。

4 特定線量下業務従事者は、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(新設)

(線量の測定結果の確認、記録等)

第二十五条の五 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある特定線量下業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2 事業者は、前条第三項の規定による測定に基づき、次の各号に掲げる特定線量下業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は

当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）

二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）

三 妊娠中の女性の腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、特定線量下業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

第二節 特定線量下業務の実施に関する措置

（事前調査等）

第二十五条の六 事業者は、特定線量下業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定線量下業務を行う場所について、当該場所の平均空間線量率を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

（診察等）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十五条の七 事業者は、次の各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第二十五条の二第一項に規定する限度を超えて実効線量を受けた者

二 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者

三 洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができない者

四 傷創部が汚染された者

2 事業者は、前項各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第三節 特別の教育

(特定線量下業務に係る特別の教育)

第二十五条の八 事業者は、特定線量下業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

二 放射線測定の方法等に関する知識

三 関係法令

2 労働安全衛生規則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第四節 被ばく歴の調査

(新設)

(新設)

(新設)

第二十五条の九 事業者は、特定線量下業務従事者に対し、雇入れ又は特定線量下業務に配置換えの際、被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項）の調査を行い、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

第四章 雑則

（記録等の引渡し等）

第二十七条 第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

2 第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の記録を作成し、保存する事業者は、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該除染等業務従事者又は当該特定線量下業務従事者に対し、当該記録の写しを交付しなければならない。

（調整）

第二十九条 除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者のうち電離則第四条第一項の放射線業務従事者若しくは同項の放射線業務従事者であった者、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する放射線業務従事者及び同条第三項（電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。）の緊急作業に従事する労働者（以下この項においてこれらの者を「緊急作業従事者」という。）若しくは緊急作業従事者であった者又は電離則第八条第一項（電離則第

（新設）

第七章 雑則

（記録等の引渡し等）

第二十七条 第六条第二項の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

2 第六条第二項の記録を作成し、保存する事業者は、除染等業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該除染等業務従事者に対し、当該記録の写しを交付しなければならない。

（調整）

第二十九条 除染等業務従事者のうち電離則第四条第一項の放射線業務従事者若しくは同項の放射線業務従事者であった者、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する放射線業務従事者及び同条第三項（電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。）の緊急作業に従事する労働者（以下この条においてこれらの者を「緊急作業従事者」という。）若しくは緊急作業従事者であった者又は電離則第八条第一項（電離則第六十二条の規定において準

六十二条の規定において準用する場合を含む。）の管理区域に一時的に立ち入る労働者（以下この項において「一時立入労働者」という。）若しくは一時立入労働者であつた者が放射線業務従事者、緊急作業従事者又は一時立入労働者として電離則第二条第三項の放射線業務に従事する際、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する際又は電離則第三条第一項に規定する管理区域に一時的に立ち入る際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業又は特定線量下作業により受ける線量とみなす。

2 除染等業務従事者のうち特定線量下業務従事者又は特定線量下業務従事者であつた者が特定線量下業務従事者として特定線量下業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業により受ける線量とみなす。

3 特定線量下業務従事者のうち除染等業務従事者又は除染等業務従事者であつた者が除染等業務従事者として除染等業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における特定線量下作業により受ける線量とみなす。

附 則

（電離放射線障害防止規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定の施行の際現に電離放射線障害防止規則第三条第一項に規定する管理区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。）並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その平均空間線量率が〇・一ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある場所（以下「特定施設等」という。）に限る。）において行われる前条の規定による改正前の電離放射線障害防止規則（以下「旧電離則」という。）第二条第三項の放射線業務に係る旧電離則の規定（

用する場合を含む。）の管理区域に一時的に立ち入る労働者（以下この条において「一時立入労働者」という。）若しくは一時立入労働者であつた者が放射線業務従事者、緊急作業従事者又は一時立入労働者として電離則第二条第三項の放射線業務に従事する際、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する際又は電離則第三条第一項に規定する管理区域に一時的に立ち入る際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業により受ける線量とみなす。

（新設）

（新設）

附 則

（電離放射線障害防止規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定の施行の際現に電離放射線障害防止規則第三条第一項に規定する管理区域において行われる前条の規定による改正前の電離放射線障害防止規則第二条第三項の放射線業務については、前条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

旧電離則第三十一条及び第三十二条を除く。）については、前条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定施設等において放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者に関する特例）

第四条の二 特定施設等において電離放射線障害防止規則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業に従事させる事業者については、第十四条及び第十五条（同条第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十四条第一項中「除染等業務が」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業が」と、「除染等作業」とあるのは「密封されていない放射性物質を取り扱う作業」と、「除染等業務従事者」とあるのは「電離則第四条第一項の放射線業務従事者（以下この条において単に「放射線業務従事者」という。）」と、「同条第二項及び第三項中「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、第十五条第一項本文中「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」と、同条第二項ただし書中「第十三条第一項本文」とあるのは「電離則第三十七条第一項本文」と、「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」とする。

（新設）

改正後	現行
(特別教育を必要とする業務) 第三十六条 (略) 一〇三十七 (略) 三十八 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。) <u>第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務</u>	(特別教育を必要とする業務) 第三十六条 (略) 一〇三十七 (略) 三十八 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。) <u>第二条第八項の除染等業務</u>

改 正 後	現 行
（定義等） 第二条 （略） 2 （略） 3 この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。第五十九条の二第一項第二号及び第六十一条の三において「除染則」という。）<u>第二条第七項第一号に規定する土壌等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務、同項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務及び同条第八項に規定する特定線量下業務を除く。</u>）をいう。 4 （略） （指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出） 第五十九条の二 （略） 一 （略） 二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号）又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号） 2 （略） （調整）	（定義等） 第二条 （略） 2 （略） 3 この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。第六十一条の三において「除染則」という。）<u>第二条第五項に規定する土壌等の除染等の業務及び同条第七項に規定する廃棄物収集等業務を除く。</u>）をいう。 4 （略） （指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出） 第五十九条の二 （略） 一 （略） 二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号） 2 （略） （調整）

第六十一条の三 放射線業務従事者のうち除染則第二条第三項の除染等業務従事者若しくは同項の除染等業務従事者であつた者又は同条第四項の特定線量下業務従事者若しくは同項の特定線量下業務従事者であつた者が除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者として同条第九項に規定する除染等作業又は同条第十項に規定する特定線量下作業により受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。

第六十一条の三 放射線業務従事者のうち除染則第二条第二項の除染等業務従事者又は同項の除染等業務従事者であつた者が除染等業務従事者として除染則第五条第一項に規定する除染等作業により受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。

改 正 後	現 行
（指定） 第一百条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。以下「除染則」という。）第六條第二項、第二十一条、第二十五條の五第二項、第二十五條の九、第二十七條第一項及び第二十八條第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、除染則第六條第二項、第二十五條の五第二項及び第二十五條の九の記録（以下この章において単に「記録」という。）及び除染則第二十一条の除染等電離放射線健康診断個人票（以下単に「除染等電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。 2・3（略） （実施義務） 第一百十二条 指定を受けた者（以下この章において「指定除染等業務記録保存機関」という。）は、事業者が、除染則第六條第二項、第二十一条、第二十五條の五第二項、第二十五條の九、第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定により記録又は除染等電離放射線健康診断個人票（次項及び第一百九條において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。 2（略）	（指定） 第一百条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。以下「除染則」という。）第六條第二項、第二十一条、第二十七條第一項及び第二十八條第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、除染則第六條第二項の記録（以下この章において単に「記録」という。）及び除染則第二十一条の除染等電離放射線健康診断個人票（以下単に「除染等電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。 2・3（略） （実施義務） 第一百十二条 指定を受けた者（以下この章において「指定除染等業務記録保存機関」という。）は、事業者が、除染則第六條第二項、第二十一条、第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定により記録又は除染等電離放射線健康診断個人票（次項及び第一百九條において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。 2（略）

(帳簿)

第百十九条 指定除染等業務記録保存機関は、除染則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定により事業者から記録等が引き渡されたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、記録保存業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

一〇三 (略)

(帳簿)

第百十九条 指定除染等業務記録保存機関は、除染則第六条第二項、第二十一条、第二十七条第一項又は第二十八條第一項の規定により事業者から記録等が引き渡されたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、記録保存業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

一〇三 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）

改正後	現行
(ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え) 第四十三条 (略) 2 (略) 3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項及び第二十五条の九中「雇入れ」とあるのは「雇入れ(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始)」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。)」及びその使用する労働者(同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。)」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に	(ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え) 第四十三条 (略) 2 (略) 3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項中「雇入れ」とあるのは「雇入れ(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始)」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。)」及びその使用する労働者(同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。)」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害

係る電離放射線障害防止規則第六條第二項、第二十一條、第二十五條の五第二項及び第二十五條の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二條第一号に規定する労働者派遣の役務を終了した後）」と、同令第二十七條第二項及び第二十八條第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二條第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき）」と読み替えるものとする。

防止規則第二十七條第二項及び第二十八條第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二條第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき）」と読み替えるものとする。

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）	第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の規定による記録の保存	第六条第二項の規定による記録の保存	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）
	第七条第一項若しくは第二項又は第二十五条の六第一項の規定による記録の保存	第七条の規定による記録の保存	
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係） 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の規定による記録	第六条第二項の規定による記録	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係） 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
	第七条第一項若しくは第二項又は第二十五条の六第一項の規定による記録	第七条の規定による記録	
第二十一条の規定による除染等電離放射線健康診断個人票の作成		第二十一条の規定による除染等電離放射線健康診断個人票の作成	